

熊本県公報

第 1 1 4 9 4 号
平成 18 年 12 月 18 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 都市計画事業の認可.....(都市計画課) 1
 - 生活保護法の規定による介護機関の指定.....(社会福祉課) 1
 - 道路の区域変更.....(道路保全課) 3
- 公 告**
- 土地改良区役員の退任及び就任.....(農村計画・技術管理課) 4
 - 換地計画の適否決定.....(農村整備課) 4
- 登 載 依 頼**
- 道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示及び車両の使用制限に関する規則.....(警察本部・交通指導課) 5

告 示

熊本県告示第 1268 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第 62 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
平成 18 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 玉名市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 玉名都市計画道路事業 3・5・11 号立願寺横町線及び 3・4・2 号築地大倉線
- 3 事業施行期間 平成 18 年 12 月 18 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県玉名市岩崎字灰島、高瀬字横町及び高瀬字本町地内
使用の部分 熊本県玉名市岩崎字灰島地内

熊本県告示第 1269 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。
平成 18 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーションスマイル 八代市郡築二番町 93 番地 2	有限会社勝寿会 八代市郡築二番町 203 番地 5	平成 18 年 11 月 1 日

〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションスマイル 八代市郡築二番町 93 番地 2	有限会社勝寿会 八代市郡築二番町 203 番地 5	平成 18 年 11 月 1 日

〔居宅療養管理指導〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
阿蘇きずな歯科医院 阿蘇市一の宮町宮地 1983-4	我那覇 生純 阿蘇市一の宮町宮地 1983-4	平成 18 年 9 月 1 日

〔通所介護〕

事業者の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
JA やつしろデイサービスセンター花みずき 八代市鏡町両出 73	八代地域農業協同組合 八代市古城町 2690	平成 18 年 11 月 20 日
デイサービスセンターさくら湯 八代市日奈久下西町 554-6	社会福祉法人敬愛会 八代市日奈久塩北町 2905	平成 18 年 11 月 10 日
有明ライトハウス 天草市有明町大島子 2627-1	有限会社ライトケア・コーポレーション 天草市今釜新町 3709 番地	平成 18 年 11 月 14 日
にしき園デイサービスセンターおおづる 球磨郡錦町西 70 番地	社会福祉法人洋香会 球磨郡錦町木上 150 番地の 1	平成 18 年 10 月 1 日

〔福祉用具貸与〕

業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社タートル 菊池市隈府 279	株式会社タートル 菊池市隈府 279	平成 18 年 8 月 3 日

〔小規模多機能型居宅介護〕

業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ふれあい館 柿の木の家 阿蘇郡小国町黒淵 2959 番地	特定非営利活動法人福祉の町づくりをすすめる会 阿蘇郡小国町黒淵 2959 番地	平成 18 年 11 月 17 日

〔介護予防訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーションスマイル 八代市郡築二番町 93 番地 2	有限会社勝寿会 八代市郡築二番町 203 番地 5	平成 18 年 11 月 1 日

〔介護予防訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションスマイル 八代市郡築二番町 93 番地 2	有限会社勝寿会 八代市郡築二番町 203 番地 5	平成 18 年 11 月 1 日

〔介護予防居宅療養管理指導〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
阿蘇きずな歯科医院 阿蘇市一の宮町宮地 1983-4	我那覇 生純 阿蘇市一の宮町宮地 1983-4	平成 18 年 9 月 1 日

〔介護予防通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
JA やつしろデイサービスセンター花みずき 八代市鏡町両出 73	八代地域農業協同組合 八代市古城町 2690	平成 18 年 11 月 20 日
デイサービスセンターさくら湯 八代市日奈久下西町 554-6	社会福祉法人敬愛会 八代市日奈久塩北町 2905	平成 18 年 11 月 10 日
有明ライトハウス 天草市有明町大島子 2627-1	有限会社ライトケア・コーポレーション 天草市今釜新町 3709 番地	平成 18 年 11 月 14 日
にしき園デイサービスセンターおおづる	社会福祉法人洋香会 球磨郡錦町木上 150 番地の 1	平成 18 年 10 月 1 日

球磨郡錦町西 70 番地		
〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕		
業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ふれあい館 柿の木の家 阿蘇郡小国町黒淵 2959 番地	特定非営利活動法人福祉の町づくりを すすめる会 阿蘇郡小国町黒淵 2959 番地	平成 18 年 11 月 17 日
〔介護予防福祉用具貸与〕		
業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社タイトル 菊池市隈府 279	株式会社タイトル 菊池市隈府 279	平成 18 年 8 月 3 日
〔特定福祉用具販売〕		
業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社タイトル 菊池市隈府 279	株式会社タイトル 菊池市隈府 279	平成 18 年 8 月 3 日
〔特定介護予防福祉用具販売〕		
業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社タイトル 菊池市隈府 279	株式会社タイトル 菊池市隈府 279	平成 18 年 8 月 3 日
〔居宅介護支援〕		
業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
津奈木町社会福祉協議会 葦北郡津奈木町小津奈木 2123 番地	社会福祉法人津奈木町社会福祉協議会 葦北郡津奈木町小津奈木 2123 番地	平成 18 年 11 月 14 日
〔地域包括支援センター〕		
業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
富合町地域包括支援センター 下益城郡富合町古閑 964-1	医療法人緑幸会 下益城郡富合町古閑 1012 番地	平成 18 年 4 月 1 日
芦北町地域包括支援センター 葦北郡芦北町湯浦 1439 番地 1	社会福祉法人芦北町社会福祉協議会 葦北郡芦北町湯浦 1439 番地 1	平成 18 年 4 月 1 日

熊本県告示第 1270 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	阿蘇公園 下野線	同所	前	10.2 ～ 14.8	57.2	仮設迂回路
			後	10.2 ～ 17.4	57.2	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 12 月 18 日

公 告

熊本県公告第 918 号

大津町護川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成 18 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	村 山 春 木	菊池郡大津町矢護川 3088 番地
"	合 志 義 一	菊池郡大津町杉水 178 番地
"	石 原 大 成	菊池郡大津町杉水 2729 番地
"	安 永 忠 文	菊池郡大津町杉水 2601 番地
"	藤 坂 巧	菊池郡大津町矢護川 2456 番地
"	永 田 光 雄	菊池郡大津町矢護川 3014 番地 2
"	永 田 博	菊池郡大津町矢護川 3083 番地
"	今 村 誠 吾	菊池郡大津町矢護川 1374 番地
"	大 村 信 種	菊池郡大津町矢護川 1332 番地
"	今 村 達 也	菊池郡大津町矢護川 1033 番地
"	永 田 照	菊池郡大津町矢護川 242 番地
"	府 内 傳	菊池郡大津町平川 2519 番地
"	松 岡 星 基	菊池市旭志尾足 355 番地
監事	清 水 誠	菊池市旭志川辺 571 番地
"	今 村 信 敬	菊池郡大津町矢護川 1287 番地
就任		
理事	村 山 春 木	菊池郡大津町矢護川 3088 番地
"	合 志 義 一	菊池郡大津町杉水 178 番地
"	石 原 大 成	菊池郡大津町杉水 2729 番地
"	安 永 忠 文	菊池郡大津町杉水 2601 番地
"	藤 坂 巧	菊池郡大津町矢護川 2456 番地
"	永 田 光 雄	菊池郡大津町矢護川 3014 番地 2
"	永 田 博	菊池郡大津町矢護川 3083 番地
"	今 村 誠 吾	菊池郡大津町矢護川 1374 番地
"	大 村 信 種	菊池郡大津町矢護川 1332 番地
"	今 村 達 也	菊池郡大津町矢護川 1033 番地
"	永 田 照	菊池郡大津町矢護川 242 番地
"	府 内 傳	菊池郡大津町平川 2519 番地
"	松 岡 星 基	菊池市旭志尾足 355 番地
監事	清 水 誠	菊池市旭志川辺 571 番地
"	今 村 信 敬	菊池郡大津町矢護川 1287 番地

熊本県公告第 919 号

本渡土地改良区理事長塩田實治から認可の申請があった方原地区の換地計画については、平成 18 年 12 月 11 日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し出ることができる。

平成 18 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧の期間 平成 18 年 12 月 19 日から
平成 19 年 1 月 22 日まで
- 縦覧の場所 本渡土地改良区
- 縦覧に供する書類の名称

- (1) 換地設計書
- (2) 各筆換地明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

登載依頼

熊本県公安委員会規則第 20 号

道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示及び車両の使用制限に関する規則を次のように定める。

平成 18 年 12 月 18 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示及び車両の使用制限に関する規則

道路交通法の規定による自動車の使用制限に関する事務取扱規程（平成 2 年熊本県公安委員会規程第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項、第 58 条の 4 及び第 66 条の 2 第 1 項の規定に基づき熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う車両の使用者に対する指示、法第 75 条第 2 項及び第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき公安委員会が行う自動車の使用制限並びに法第 75 条の 2 第 2 項の規定に基づき公安委員会が行う車両の使用制限について必要な事項を定めるものとする。

（指示書）

第 2 条 次の各号に掲げる指示は、それぞれ当該各号に定める様式により、当該指示に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）を経由して行うものとする。

(1) 法第 22 条の 2 第 1 項の規定による指示にあつては、指示書（別記様式第 1 号）

(2) 法第 58 条の 4 の規定による指示にあつては、指示書（別記様式第 2 号）

(3) 法第 66 条の 2 第 1 項の規定による指示にあつては、指示書（別記様式第 3 号）

（監督行政庁に対する意見照会書）

第 3 条 法第 75 条第 3 項（法第 75 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取は、車両の使用制限命令に関する意見照会書（別記様式第 4 号）により行うものとする。

（車両の使用制限書等）

第 4 条 法第 75 条第 9 項（法第 75 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の文書の様式は、車両の使用制限書（別記様式第 5 号）のとおりとする。

2 前項の車両の使用制限書の交付及び法第 75 条第 9 項の標章のはり付けは、当該命令に係る管轄署長が行うものとする。

3 使用制限の期間は、第 1 項の車両の使用制限書を交付した日を初日として計算する。

（標章の除去申請等）

第 5 条 法第 75 条第 10 項（法第 75 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申請は、当該申請に係る管轄署長を経由するものとする。

2 法第 75 条第 10 項の規定による標章の除去は、当該申請に係る管轄署長が行うものとする。

（自動車の使用者に対する報告要求書）

第 6 条 法第 75 条の 2 の 2 第 2 項の規定による報告又は資料の提出の要求は、自動車の使用者に対する報告要求書（別記様式第 6 号）により行うものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 熊本県道路交通規則（昭和 47 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 43 条を次のように改める。

第 43 条 削除

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

熊公委達第 号
年 月 日

指 示 書

殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の位置	
	車両（登録）番号	
指示事項	など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。	
指示の理由		

(注意)

指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から起算して 1 年以内に当該自動車について最高速度違反行為が行われたときは、道路交通法第 75 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用制限の命令を受けることがあります。

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通指導課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 2 号（第 2 条関係）

熊公委達第 号
年 月 日

指 示 書

殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第 58 条の 4 の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本抛の 位 置	
	車両（登録） 番 号	
指 示 事 項	など車両に係る過積載を防止するため必要な措置を講ずること。	
指 示 の 理 由		

(注意)

指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から起算して 1 年以内に当該自動車について過積載をして自動車を運転する行為が行われたときは、道路交通法第 75 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用制限の命令を受けることがあります。

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通指導課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 3 号（第 2 条関係）

熊公委達第 号
年 月 日

指 示 書

殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第 66 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の位置	
	車両（登録）番号	
指示事項	など過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。	
指示の理由		

(注意)

指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から起算して 1 年以内に当該自動車について過労運転が行われたときは、道路交通法第 75 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用制限の命令を受けることがあります。

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通指導課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 4 号（第 3 条関係）

熊公委第 号
年 月 日

車両の使用制限命令に関する意見照会書

殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法の規定に基づき、下記のとおり車両の使用制限の命令を行う予定であるので、意見があれば、年 月 日までに、文書により回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対象者

事業所名

所在地

代表者氏名

2 処分理由等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び電話番号	
--------------	--

別紙

処 分 の 理 由		
処分の年月日（予定）	年 月 日	
処分の期間（予定）	日間	
処分に係る車両	登録（車両）番号	
	使用の種別	
その他参考事項		

別記様式第 5 号（第 4 条関係）

交付年月日	・ ・
交付番号	

熊公委達第 号
年 月 日

車 両 の 使 用 制 限 書

殿

熊本県公安委員会 印

命 令 の 年 月 日	年 月 日
使用者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所	
使用の本抛の名称及び位置	
車両の番号標の番号	
運 転 禁 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
運 転 禁 止 の 理 由	

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 車両の使用制限命令に係る聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。

別記様式第 6 号 (第 6 条関係)

熊公委達第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

自動車の使用者に対する報告要求書

車両(登録)番号(号)の使用状況等について、道路交通法第 75 条の 2 の 2 第 2 項の規定により、下記事項についての報告又は資料の提出を要求します。

記

車 名 等	
使 用 者 名	
回 答 期 限	年 月 日 まで
報 告 等 要 求 事 項	

注 1 報告を要求された方は、下記照会先まで文書により回答してください。資料の提出を要求された方は、要求事項を証明する書類を下記照会先まで送付してください。

2 あなたが報告した事項又は提出した資料は、上記自動車に対する指示又は使用制限命令に関する参考事項とさせていただきます、その他のことには使用しません。

照 会 先
〒 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (096) 381-0110